全農薬通報

No.３２０　令和元年８月３１日

目　　　次

◎主な行事予定
・全国農薬協同組合
・関係団体

◎組合からのお知らせ
・農薬シンポジウム in 三重

◎行政からのお知らせ
・「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」）
に係るQ&Aについて
・ツマジロクサヨトウ対策の生産者への周知徹底について
・水稲におけるトビイロウンカの防除の徹底について
・さとうきびにおけるツマジロクサヨトウの発生について

◎全農薬ひろば
・サルスベリ

全国農薬協同組合
〒101-0047　東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル
TEL:03-3254-4171　FAX:03-3256-0980
HP:https//www.znouyaku.or.jp　E-mail:info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

9月19日(木)　11:00～12:30　第33回執行部協議会
13:30～14:30　各委員会
14:30～17:00　第291回理事会
10月7日(月)～11日(金)　第93回植物防疫研修会（(一社)日植防会議室）
10月24日(木)10:30～12:30　監査会
10月23日(水)～25日(金)　第7回農薬安全コンサルタントリーダー研修会
11月12日(火)15:30～17:00　第292回理事会
11月13日(水)10:30～19:30　第54回通常総会、第42回全国集会・情報交換会
12月10日(火)15:00～17:00　第293回理事会
12月11日(水)11:00～12:00　全農薬受発注システム利用メーカー協議会第10回総会

「植物防疫団体関係」

(一社)日本植物防疫協会

9月20日(金)10:00～　植防シンポジウム(一ツ橋ホール)

報農会

9月25日(水)10:00～　「植物保護ハイビジョン2019」
17:00～　第34回功労者表彰式「北とぴあ」天覧の間

(一財)残留農薬研究所

10月4日(金)14:30～　第20回IETセミナー(アルカディア市ヶ谷)

農薬工業会

11月6日(水)16:00～　虫供養(浅草寺)

組合からのお知らせ

1．農薬シンポジウム「食の安全・安心農薬シンポジウム in 三重」

・開催日時：令和元年７月23日(火)　１3:0０～１6:3０
・開催場所：三重県総合文化センター男女共同参画センター
　　　　　　「フレンテみえ」多目的ホール
　　　　　　※「フレンテ」とはスペイン語で「前向き」という意味
・参加人員：340人

農薬シンポジウム in 三重の開催目的

毎日の食卓を彩る農産物。安全かつ安定的に育てるために、基準の範囲内で農薬が使われています。一般消費者の皆さんは、そんな農薬について漠然とした不安や疑問を抱かれている方も多いことでしょう。このような疑問や不安に対し、専門家の皆さんから解りやすく説明をしていただき、農薬の働きや安全性について正しく理解していただくとともに農薬に対する疑問や不安を払拭していただくことを目的としています。

（内容）
　第一部　基調公演　「農薬とは何？」
　　　　　千葉大学名誉教授　本山　直樹　先生
　第二部　意見発表　「GAPの取得に取り組んで」
　　※平成30年度に文部科学省は農業高校のカリキュラムにGAP学習を取り入れました。
　第三部　パネルディスカッション　「食の安全安心と農薬の役割」

総合司会　宮村 その美さん

開会挨拶　橋爪　安全協会長

来賓挨拶　三重県農産園芸課長

地元 TV でもおなじみの宮村その美さんの司会で、全国農薬安全指導者協議会橋爪会長の挨拶に始まり、三重県農林水産部農産園芸課矢野次男課長の来賓挨拶と続き、第一部の基調講演に。

基調講演は、千葉大学名誉教授の本山直樹氏より「農薬とは何か？」という演題で行われた。

本山先生は、日本では農薬管理システムが機能している。むしろ無農薬、有機栽培と謳っているも物の方がリスクが高い。日本は病害虫の発生が多いため、農薬の使用が必要だ。そのため、無農薬で栽培した農産物から農薬の代わりに使っている毒性の高い禁止農薬が検出されたこともある。消費者の皆さんが食品を選ぶときは、トレーサビリティ、農業生産工程管理(GAP)等でしっかりと管理が出来ているものを選んでください。因みに農薬の残留試験は収穫した農産物をそのまま分析している。消費者の皆さんは、「農薬が落とせる洗剤」など使わず、普通に水道水でゴミを落とすだけで安心です、と話された。また、毒性学の基本として、ハザード(有害性)＝リスク(危険性)ではないと、ライオンとサメのスライドを用い解りやすく解説された。

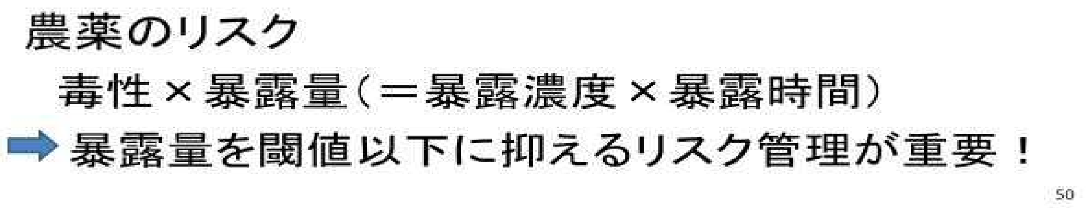

また、毒性学的には農薬の曝露量も閾値(いきち)以下に抑えるリスク管理が重要と講演された。

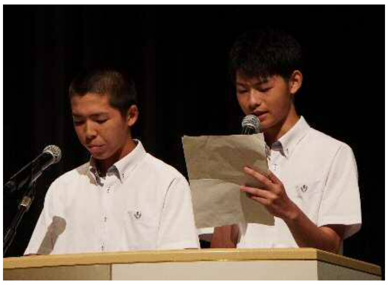

第二部では、GAP の取得に取り組んだ事例報告を四日市農芸高等学校と明野高等学校より発表がありました。四日市農芸高等学校の OB で現在三重大学生の、GAP の取り組みは大変だったが、その活動を通して、自主性が芽生えたこと、農場がきれいになり作業効率も良くなったこと、東京三重テラスでの販売、地域の人たちとの関わりを強めコラボ商品の開発を行ったことなど、将来が楽しみな発表が行われました。

第三部「食の安全安心と農薬の役割」

「食の安全安心と農薬の役割」と題したパネルディスカッションでは、コーディネーターに三重県農業研究所の後藤健治所長、パネリストに本山直樹教授、土夢パワーファーム取締役社長中山秀央氏、三重県生活協同組合連合会理事大野智香子氏、四日市農芸高等学校教諭上田圭祐氏、三重県中央農業改良普及センター主幹鈴木啓史氏の５名が登壇し、会場からの質問を交えてパネルディスカッションが行われました。

GAP の取り組みの大切さや、若い人たちへの期待、また、農薬の安全性を対外的にアピールするためにも、農薬について“何時、何処で、何を”使用したか明確に記録したものが GAP であり、農業の生産工程を明らかにすることにより、農産物の安全性が担保でき、農薬を正しく理解するためにも必要だということが分かったパネルディスカッション

でした。

今、GAP 学習を農業高校で実施する背景

高等学校学習指導要領解説（文部科学省）（抜粋）

文部科学省では，平成 30 年 3 月 30 日に学校教育法施行規則の一部改正と高等学校学習指導要領の改訂を行った。

高等学校学習指導要領（農業編）農業生産工程管理(ＧＡＰ)手法(以下「ＧＡＰ」）について安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した学習を一層充実

○　「農業と環境」,「総合実習」,「作物」,「野菜」,「果樹」,「草花」,「畜産」,「食品製造」などの科目において，農業生産工程管理（GAP）や危害分析・重要管理点方式（HACCP）など安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した生産工程管理に関する学習内容を充実した。

（ｱ）農業生産や農業経営の分野

この分野では，農産物の生産や農業経営について，生産性や品質の向上を経営発展の視点で捉え，持続可能で創造的な農業や地域振興と関連付けて学習する。

今回の改訂では，生産と経営に関する学習内容として，安全・安心な食料の持続的な生産と供給及び起業や六次産業化などに対応した経営感覚の醸成が重要であることから学習内容の充実を図った。特に農業生産工程管理（GAP）や危害分析・重要管理点方式（HACCP）など安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した生産工程管理に関する学習内容を充実した。

会場から質問する参加者と閉会挨拶をする三重県農薬卸商組合　中村剛明　理事長

参加者：橋爪安全協会長、宮坂技術顧問

2．全国ＧＡＰシンポジウムの開催について

開催日時：７月 30 日(火)　１３:１５～１７:１０
開催場所：農林水産省 ７階 講堂

農林水産省では、農業における食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組である GAP について、「GAP をする」と、GAP の取組を第三者が証明する「GAP 認証をとる」に分けて推進を行っています。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、農畜産物の調達要件を満たす方法として GAP 認証取得等が求められています。また、輸出拡大などによる我が国の農業競争力強化を図るためにも、「GAP 認証をとる」を推進する必要があります。このような情勢を踏まえ、農業者及び実需者の視点から見た GAP のあり方、輸出と GAP の関係等に関する事例発表や議論を通じ、農業者、実需者双方の GAP の理解度を深め、GAP 認証取得拡大の更なる加速化や、輸出促進を目的にシンポジウムを開催。

プログラム
(1)講演
　　JA 全農チーフオフィサー　戸井 和久 氏
　　日本大学文理学部体育学科教授　松本 恵 氏
(2)GAP 取組事例発表(５例)

⑶パネルディスカッション

　　モデレーター　　GAP 総合研究所専務理事　武田 泰明 氏
　　パネリスト　　　GAP 認証取得生産者、流通小売業者

概要：吉川貴盛農水大臣が開会の挨拶で、「昨年 10 月、日本発の ASIA　GAP が国際認証スキームとして承認されるなど、国産農産物を輸出する上でも重要なツールとなっている。農産物の輸出拡大による我が国の農業の成長産業化を図るため、GAP の取り組みを東京オリパラ後もレガシーとして未来に繋げ、認証の取得拡大をより一層推進するべく農水省としても最大限努力していく」と話された。またシンポジウムでは、初めに講演があり、JA 全農の戸井和久チーフオフィサーが JA グループの GAP 対応について説明した。

「JA ではこれまでも生産履歴記帳を後押ししていたが、生産者のレベルアップを図るため、まず『GAP をする』ところからスタートし、GAP 講習会の開催や人材育成に取り組んだ。その後、『GAP 認証をとる』という段階に移行。第三者認証取得に向け現地アドバイス事業などを実施。モデル産地を育成した。その上で全国に横展開を図っている。現在 JA 全体では、23 県 53 団体が団体認証を取得している。GAP は安全・安心はもちろんのこと、農家経営にとっても有効だ。例えば生産者からは、資材費が節減できた、労務管理がやりやすくなった、などの声がある。GAP に取り組むということは、信頼できる産地づくりをするということ」などと講演された。

また、2 人目の日本大学大学院文理学部体育学科の松本恵教授は、「アスリートの食環境と東京 2020 食材調達基準」をテーマに講演。東京オリパラで選手に提供される食事について、「選手側では試合前はコンディショニングを優先し、普段食べ慣れている食事が望まれることから、本国からの持ち込み食材が多い。一方、競技が終われば開催国の食事を楽しみたいと思う人も多いため、選手の皆さんに満足してもらうように現在「メインダイニング、カジュアルダイニング」のメニューを検討していると説明。また GAP 認証食材については、アスリート自身の健康・ドーピング問題にも利益がある、と講演された。

第２部は、GAP 導入の先進事例として、JA おおいた 水口勇氏、ポークランドグループ 豊下勝彦氏、㈱日本農業国内農業部 岸田賢氏、㈲ワタミファーム 西岡亨祐氏、㈱モスフードサービス 三原美彦氏から取組事例が発表された。

その後、休憩を挟み、GAP 総合研究所専務理事の武田泰明氏がモデレーター、取組事例発表者の５人がパネリストとなり、パネルディスカッションが行われた。

結論として、GAP に取り組んでいる生産者側からは、なんとか GAP の取り組みを理解していただき、生産物の価格に反映させてほしいとの要望が大きいものの、一方の流通サイドからは、このような取り組みは他産業から見たら当たり前の行為であるとの判断。このため即価格に反映させることは難しいといった意見が上がり、議論が平行線となった。

生産者側からみると GAP 認証は認証にかなりのお金がかかるため、このままではオリンピック、パラリンピックが終われば急速に熱が冷め、農産物の輸出拡大に直結するには難しいと感じた。

参加者：宮坂技術顧問

３．農業用ドローンの規制改革に係る関係通知の整備に関する説明会

開催日時：令和元年８月２０日㈫ 14:00～16:00

開催場所：農林水産省三番町分庁舎共用会議室

参 加 者：伊藤参事、宮坂技術顧問(大森理事長は山陽薬品㈱として参加)

説明する農林水産省消費・安全局植物防疫課と農産安全課農薬対策室の担当官

概要：農水省植物防疫課は 8 月 20 日、都内千代田区三番町に関係者約 80 名を集め、農業用ドローンの規制改革に関する関係通知の整備に関する説明会を開催した。

これまで、無人航空機による農薬の空中散布に当たっては、航空法に基づき、国土交通大臣の許可・承認が必要となっており、農林水産省では、空中散布における無人航空機利用技術指導指針（以下、「技術指導指針」という。）を定め、登録された民間機関により、機体やオペレーターの認定及びそれらに基づく代行申請を可能とする措置を国土交通省とともに導入していました。

こうした中、規制改革推進に関する第４次答申において、技術指導指針に基づき登録された民間機関が行ってきた機体やオペレーターの認定、最新型無人マルチローターの代行申請等について、国土交通省による手続きに一元化し、無人マルチローターの農業利用を促進することとされました。

これを受けて、農林水産省では、技術指導指針を廃止し、無人航空機による農薬の安全使用に関する新たなガイドラインを無人マルチローターと無人ヘリコプターとを切り分けて制定するとともに、国土交通省では、航空安全に関する事項を飛行マニュアル等に記載する等、関係通知を整備したところです。今回の説明会は７月 30 日付で施行した、「農業用ドローンの規制改革に関する関係通知の整備」に関する説明会で、政府の規制改革推進会議の答申を踏まえた経緯について説明に続き、規制改革推進に関するこれまでの動きについて、規制改革に係る関係通知の整備について、農業用ドローンの普及に向けた情報について、その他情報交換の順で説明が行われた。

〇無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/attach/pdf/120507_heri_mujin-115.pdf

（参考）

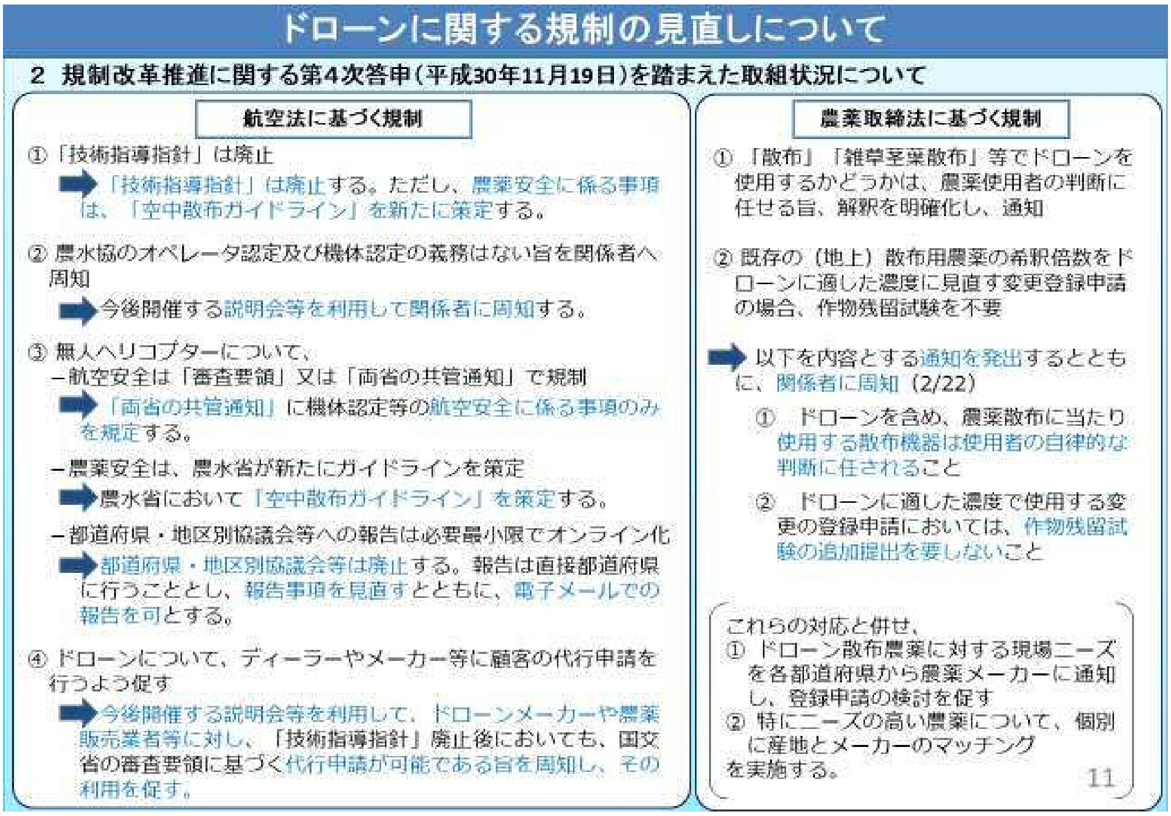

ドローンに関する規制の見直しについて

2 規制改革推進に関する第4次答申（平成30年11月19日）を踏まえた取組状況について

航空法に基づく規制

① 「技術指導指針」は廃止
➡ 「技術指導指針」は廃止する。ただし、農薬安全に係る事項は、「空中散布ガイドライン」を新たに策定する。

② 農水協のオペレータ認定及び機体認定の義務はない旨を関係者へ周知
➡ 今後開催する説明会等を利用して関係者に周知する。

③ 無人ヘリコプターについて、
－航空安全は「審査要領」又は「両省の共管通知」で規制
➡ 「両省の共管通知」に機体認定等の航空安全に係る事項のみを規定する。
－農薬安全は、農水省が新たにガイドラインを策定
➡ 農水省において「空中散布ガイドライン」を策定する。
－都道府県・地区別協議会等への報告は必要最小限でオンライン化
➡ 都道府県・地区別協議会等は廃止する。報告は直接都道府県に行うこととし、報告事項を見直すとともに、電子メールでの報告を可とする。

④ ドローンについて、ディーラーやメーカー等に顧客の代行申請を行うよう促す
➡ 今後開催する説明会等を利用して、ドローンメーカーや農薬販売業者等に対し、「技術指導指針」廃止後においても、国交省の審査要領に基づく代行申請が可能である旨を周知し、その利用を促す。

農薬取締法に基づく規制

① 「散布」「雑草茎葉散布」等でドローンを使用するかどうかは、農薬使用者の判断に任せる旨、解釈を明確化し、通知

② 既存の（地上）散布用農薬の希釈倍数をドローンに適した濃度に見直す変更登録申請の場合、作物残留試験を不要

➡ 以下を内容とする通知を発出するとともに、関係者に周知（2/22）
① ドローンを含め、農薬散布に当たり使用する散布機器は使用者の自律的な判断に任されること
② ドローンに適した濃度で使用する変更の登録申請においては、作物残留試験の追加提出を要しないこと

これらの対応と併せ、
① ドローン散布農薬に対する現場ニーズを各都道府県から農薬メーカーに通知し、登録申請の検討を促す
② 特にニーズの高い農薬について、個別に産地とメーカーのマッチングを実施する。

11

〇無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/attach/pdf/120507_heri_mujin-116.pdf

〇その他、無人航空機（無人ヘリコプター等）に関する情報は以下の HP を参照。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507_heri_mujin.html

行政からのお知らせ

1．「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」（平成３１年3月 29 日付 30 消安第 6281 号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）に係るQ&Aについて

令和元年８月１日

関係者宛

農産安全管理課農薬対策室

農薬登録申請に際し、農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称については、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成 13 年 10 月 10 日付 13 農産第 3986 号 農林水産省生産局生産資材課長通知）の別表 1－1－①、1－1－②及び 1－2 において示してきましたが、今般、分類を改訂し、「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」（平成３１年３月 29 日付け 30 消安第 6281 号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）として発出しております。今後の登録申請にあっては、当該通知の分類に基づいてなされることになります。改訂前の分類で既に登録されている農薬の扱い等について、別紙のとおりQ&Aを作成したので、ご参照ください。（なお、登録内容の変更等に応じてQ&Aの内容を変更することがあります。）

別紙 （令和元年７月末時点）

（基本的な考え方）

・今般の作物分類の改訂により、既登録農薬で現在使えているものが、使えなくなることはありません。

・現行のラベルに従って、これまでどおり（改訂前）の分類で使用しても問題ありません。

・既登録の作物群に、今般新たに含まれることになった作物等にも、使用可能です。

・ただし、作物群 A での登録に加え、作物群 A に含まれる個別作物 B にも既に登 録がある場合は、①個別作物 B を除いた作物群Aに含まれる作物に対しては、作物 群Aの登録内容に従って使用してください。②また、個別作物 B に対しては、個別 作物 B の登録内容に従って使用してください。

Q1．今回の作物分類の改訂により、作物群の追加や削除がなされたが、既登録の 農薬はどのような扱いになるのですか。

（回答） 本分類は、農薬登録の申請にあたって、その農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法 に係る適用農作物等の名称について定めているものです。平成 31 年４月 1 日以降は、本表に基づいて申請がなされ、追加された作物群を含む農薬も今後登録されていくことになります。 また、今回の分類により、個別の農薬において、既登録の内容のままで適用農

作物 等が増えることはあっても、使用を制限するものはなく、削除された作物群についても、これまでどおり使用可能です。

Q2.「野菜類」に「いも類」や「豆類（種実)」が含まれることになりましたが、 既に「野菜類」に登録のある農薬を「いも類」や「豆類（種実)」に使用可能です か。

（回答） 野菜類に登録のある農薬を「いも類」や「豆類（種実)」に使用することは可能です。（Ｑ３も参照。）

Q3.「野菜類」に登録があり、「いも類」や「豆類（種実)」に含まれる個別作物に も登録がある場合、「いも類」や「豆類（種実)」に含まれる個別作物に対して農薬を使用するには、どの登録内容に従えばよいですか。

（回答）「野菜類」に登録があって、いも類に含まれる個別作物（ばれいしょ、かんしょ、やまのいも 等）にも登録がある場合は、個別作物に対しては、これまでどおり個別作物の登録内容で使用してください。
「豆類（種実)」も同様です。

Q4.「にんじん（葉)」が「せり科葉菜類」から「根菜類」に分類されましたが、「せり科葉菜類」に登録のある農薬を「にんじん（葉)」に使えないのですか。

（回答）
「せり科葉菜類」に既に登録のある農薬（※）は、「にんじん（葉)」（専用栽培）に使用可能です。
（※）D-D 剤、イミダクロプリド水和剤、クロラントラニリプロール水和剤、フルフェノクスロン乳剤、ミルベメクチン乳剤（令和元年 7 月末現在）

Q5.「うり類（漬物用)」がなくなり、「うり類」、「うり類（成熟)」、「うり類（未成熟)」という作物群ができましたが、「うり類（漬物用)」に登録のある農薬は使えないのですか。

（回答）
「うり類（漬物用)」（※）に既に登録のある農薬については、これまでどおり「うり類（漬物用)」に含まれる作物に使用可能です。なお、「うり類（成熟)」、「うり類（未成熟)」については、現時点（令和元年 7 月末現在）では登録はありません。農薬登録されれば使用可能です。
（※）「うり類（漬物用)」に含まれる作物名

中グループ名	作　物　名	作物名に含まれる別名、地方名、品種 名等の例	備　　　考
うり類（漬物用）	赤毛ウリ	モーウィ	果実を収穫するもの
	食用ひょうたん		
	食用へちま		
	しろうり	あおうり、カリモ リ、はぐらうり、青 しまうり、くろう り、桂うり	
	漬物用すいか	源吾兵衛西瓜	未成熟な果実を収穫するもの
	漬物用まくわうり	ぺっちんうり	
	漬物用メロン		
	とうがん	かもうり、冬瓜	果実を収穫するもの
	はやとうり		
	ゆうがお	かんぴょう	

Q6.「みぶな」は、新しい分類では「みずな」の「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」となっています。「非結球あぶらな科葉菜類」、「みぶな」、「みずな」に登録のある農薬は、どの登録内容に従えば良いでしょうか。

（回答）

みずなに既に登録のある農薬は、みずな、みぶなに使用可能です。みぶなに既に登録のある農薬も、みずな、みぶなに使用可能です。また、「非結球あぶらな科葉菜類（みずなを除く）」で登録されている農薬は、みずなが個別の作物として登録されているため、みぶなは、みずなの登録内容で使用可能です。「非結球あぶらな科葉菜類（みぶなを除く）」で登録されている農薬は、みぶなが個別の作物として登録されているため、みずなは、みぶなの登録内容で使用可能です。

Q7.「非結球あぶらな科葉菜類」に作物名「なばな類」が分類されましたが、既に「非結球あぶらな科葉菜類」に登録がある場合、「なばな類」に使用できますか。
また、「なばな類」にも登録がある場合、どちらに従えばよいですか。

（回答）

既に「非結球あぶらな科葉菜類」のみで登録がある場合、これに含まれる作物名「なばな

類」、更に別名等の「なばな（なのはな）」等に使用可能です。
「非結球あぶらな科葉菜類」に登録があって、その群に含まれる「なばな類」にも登録がある場合、「なばな類」には「なばな類」の登録内容で使用してください。「非結球あぶらな科葉菜類」あるいは「なばな類」に登録があって、「なばな」にも登録がある場合は、「なばな」には「なばな」の登録内容で使用してください。

Q8. 今回の分類により、「なばな類」が作物名になり、「オータムポエム」や「なばな」等は、「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」の一つとなりましたが、既に「オータムポエム」や「なばな」に登録のある農薬は「なばな類」に含まれる作物すべてに使用できますか。

（回答）
「オータムポエム」や「なばな」など、「なばな類」の「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」で既に登録のある農薬については、それぞれ個別の作物の登録内容に従ってそれぞれ個別の作物に使用することは可能ですが、「なばな類」に含まれるすべての作物には使用できません。なお、「なばな類」として既に登録のある農薬については、「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」に含まれるすべての作物に使用可能です。

Q9. 今回の分類により、「非結球レタス」が作物名になり、「サラダ菜」や「リーフレタス」等は、「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」の一つとなりましたが、既に「サラダ菜」や「リーフレタス」等に登録のある農薬は「非結球レタス」に含まれる作物すべてに使用できますか。

（回答）
「サラダ菜」や「リーフレタス」など、「非結球レタス」の「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」で既に登録のある農薬については、それぞれ個別の作物の登録内容に従ってそれぞれ個別の作物に使用することは可能ですが、「非結球レタス」に含まれる全ての作物には使用できません。なお、「非結球レタス」として既に登録のある農薬については、「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」に含まれる作物にも使用可能です。

Q10. 今回の分類により、「非結球はくさい」という作物名が新たに設定され、「ひろしまな」、「長崎はくさい」、「たいさい」等は、「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」の一つとなりましたが、既に「ひろしまな」、「長崎はくさい」、「たいさい」等に登録のある農薬は「非結球はくさい」に含まれる作物すべてに使用できますか。

（回答）
「ひろしまな」、「長崎はくさい」、「たいさい」など、「非結球はくさい」の「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」で既に登録のある農薬については、それぞれ個別の作物の登録内容に従ってそれぞれ個別の作物に使用することは可能ですが、「非結球はくさい」に含まれる全ての作物には使用できません。なお、「非結球はくさい」として登録のある農薬については、「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」に含まれる作物にも使用可能ですが、「非結球はくさい」については、現時点（令和元年 7 月末現在）では登録はありません。

Q11.「とうがらし類」がなくなり、「ピーマン及びとうがらし類」となりましたが、「とうがらし類」に登録のある農薬は使えないのですか。

（回答）
「とうがらし類」（※）に既に登録のある農薬については、これまでどおり「とうがらし類」に含まれる作物に使用可能です。
（※）「とうがらし類」に含まれる作物名

<table>
<tr><th>中グループ名</th><th>作　物　名</th><th>作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="8">とうがらし類</td><td>甘長とうがらし</td><td>伏見とうがらし、万願寺とうがらし、三宝とうがらし、ひもとうがらし</td><td>果実を収穫するもの。
未成熟の状態で利用する甘味種。</td></tr>
<tr><td>かぐらなんばん</td><td></td><td rowspan="3">果実を収穫するもの</td></tr>
<tr><td>きだちとうがらし</td><td></td></tr>
<tr><td>ししとう</td><td>ししとうがらし、獅子唐、葵ししとう</td></tr>
<tr><td>とうがらし</td><td>鷹の爪、八房、日光とうがらし、札幌大長とうがらし</td><td>果実を収穫するもの。
未成熟の状態で、あるいは完熟させて利用する辛味種。</td></tr>
<tr><td>ハバネロ</td><td></td><td rowspan="2">果実を収穫するもの</td></tr>
<tr><td>ピカンテ</td><td></td></tr>
</table>

とうがらし類については、これら作物群に含まれるものとして作物名欄に標記されている作物以外のもので、これら作物群に含まれる作物も含まれる。

Q12.「いね科細粒雑穀類」という中グループ名がなくなりましたが、「いね科細粒雑穀類」に登録のある農薬は使用できますか。

（回答）

「いね科細粒雑穀類」に既に登録のある農薬については、これまでどおり「いね科細粒雑穀類」に含まれる作物に使用可能です。（Q13 の表を参照）

Q13.「雑穀類」という大グループ名がなくなり、「穀類」という大作物群ができましたが、既に「雑穀類」に登録のある農薬を、「穀類」に含まれる作物に使用することができますか。

（回答）

「雑穀類」には、「稲」、「麦類」を含まないので、「雑穀類」に既に登録のある農薬を、「稲」、「麦類」に使用することはできません。なお、「雑穀類」（※）に既に登録のある農薬については、これまでどおり「雑穀類」に含まれる作物に使用可能です。

大グループ名	中グループ名	作　物　名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例	備　考
雑穀類	いね科細粒雑穀類	あわ		種子を収穫するもの
		きび		
		ひえ		
	とうもろこし	とうもろこし（子実）		
		未成熟とうもろこし	スィートコーン	種子（ある程度成熟した雌穂）を収穫するもの
		アマランサス（種子）	ヒモゲイトウ、センニンニク、スギモリケイトウ、フジゲイトウ、繁穂ヒユ、種粒ヒユ	種子を収穫するもの
		キノア		
		食用ソルガム	もろこし、たかきび、こうりゃん	
		そば	だったんそば	
		はとむぎ		

雑穀類、とうもろこしについては、これら作物群に含まれるものとして作物名欄に標記されている作物以外のもので、これら作物群に含まれる作物も含まれます。

２．ツマジロクサヨトウ対策の生産者への周知徹底について

元消安第 1738 号
令和元年８月７日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

ツマジロクサヨトウ対策の生産者への周知徹底について

このことについて、別添（写）のとおり農政局を通じて、各都道府県に通知しましたのでお知らせします。つきましては、本虫の防除を適切に行うため、関係者への周知をお願いします。

別添（写

写

元消安第 1738 号
令和元年８月７日

北海道農政部長、東北農政局消費・安全部長、関東農政局消費・安全部長、北陸農政局消費・安全部長、東海農政局消費・安全部長 、近畿農政局消費・安全部長、中国四国農政局消費・安全部長、九州農政局消費・安全部長、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 あて

消費・安全局植物防疫課長※１

ツマジロクサヨトウ対策の生産者への周知徹底について

九州・沖縄地方の一部地域の飼料用トウモロコシほ場、未成熟トウモロコシほ場及び飼料用ソルガムほ場で、ツマジロクサヨトウが確認されたことから、現在、防除対策の推進を図っているところです。

今後、ツマジロクサヨトウの防除対策をより効果的かつ円滑に進めていくためには、特に、ツマジロクサヨトウの防除に使用可能な農薬のリストに加え、当該農薬の使用にあたっては適用作物、使用方法、使用時期、散布液量、希釈倍数使用量、使用回数を守ることで、出荷停止等、流通に支障が出ることがないこと等について個々の生産者まで周知徹底を図ることが必要です。

このため、別添の広報資料やホームページに掲載されている情報等も活用しながら、生産者に対して使用可能な農薬についての情報等、防除対策の内容が的確に伝達されるよう、貴局管内都道府県※２に周知願います。

（施行注意）
※１ 沖縄総合事務局に対しては、農林水産省消費・安全局植物防疫課長とする。
※２ 北海道に対しては貴道管内、東北農政局、北陸農政局、東海農政局、中国四国農政局、九州農政局に対しては貴局管内県、関東農政局に対しては貴局管内都県、近畿農政局に対しては貴局管内府県とする。

ツマジロクサヨトウに対しては
以下の農薬を使用して防除を行ってください。

以下に記載した農薬はツマジロクサヨトウに対して登録はありませんが、植物防疫法第29条第1項の規定による防除を行うために使用が可能です。
また、使用にあたっては購入した農薬の適用作物、使用方法、使用時期、散布液量、希釈倍数使用量、使用回数を守ることで、出荷停止等、流通に支障が出ることもありません。

○飼料用とうもろこし

農薬の種類	使用方法	使用時期	散布液量	希釈倍数使用量	本剤の使用回数
BT水和剤(14469)	散布	発生初期 但し収穫前日まで	100～300L/10a	1000倍	—
BT水和剤(19885, 20653, 21944)	散布	発生初期但し、収穫前日まで	100～300L/10a	2000倍	—
カルタップ水溶剤	散布	収穫21日前まで	100～300L/10a	1000倍	2回以内
アセタミプリド水溶剤	散布	収穫90日前まで	100～300L/10a	8000倍	3回以内
MEP乳剤	散布	収穫30日前まで	100～300L/10a	2000倍	2回以内

○ソルガム（飼料用）

農薬の種類	使用方法	使用時期	散布液量	希釈倍数使用量	本剤の使用回数
アセタミプリド水溶剤	散布	収穫45日前まで	100～300L/10a	4000倍	3回以内
アセフェート水和剤	散布	収穫30日前まで	100～300L/10a	1000倍	3回以内

（注）BT水和剤に記載している（ ）内数字は登録番号。

ツマジロクサヨトウ対策
令和元年７月３日に国内で初めて確認されたツマジロクサヨトウのまん延の防止に向けて、以下の取組を緊急的に実施。
１ 発生状況の把握
鹿児島県での確認を受け、国の植物防疫所と都道府県が連携して、ツマジロクサヨトウの発生状況を把握するための調査を全国で実施。
本調査でツマジロクサヨトウが確認された場合、植物防疫所が生産者の協力を得つつ初動防除。
２ ツマジロクサヨトウに効果のある農薬による防除の推進
専門家の意見を聴取し、主要な作物ごとにツマジロクサヨトウの薬剤防除に使用できる農薬一覧を作成し、農業者に速やかに情報提供

３ ツマジロクサヨトウの初期のまん延防止のための防除に対する支援ツマジロクサヨトウの防除マニュアルを策定するまでの間、植物防疫所等の指導に基づき追加的な防除を行う際に必要となる薬剤購入費等を支援。
４ ツマジロクサヨトウの防除体系の確立に向けた調査・研究の推進
ツマジロクサヨトウの生態や防除技術に関する調査・研究を植物防疫所において緊急に実施。作物ごとの防除マニュアルを順次策定。

（参考資料）

ツマジロクサヨトウとは

【分布】

北米～南米、アフリカ（エジプト、サハラ以南）、アジア（インド、中国、台湾、韓国、 タイ、ミャンマーなど）。

【寄主植物】

アブラナ科(カブ等)、イネ科(イネ、トウモロコシ、サトウキビ等)、ウリ科(キュ ウリ等)、キク科(キク等)、ナス科(トマト、ナス等)、ナデシコ科(カーネーショ ン等)、ヒルガオ科（サツマイモ等）、マメ科（ダイズ等）などの広範囲な作物

【形態・生態】

成虫は開張約 37mm、雌雄で外観が大きく異なり、オスのみ前翅中央部に黄色い斜めの 斑紋を持つ。終齢幼虫は体長約 40mm。卵は寄主植物に塊状に産み付けられ、メスの体 毛で覆われる。本種は暖地に適応した種（南北アメリカ大陸の熱帯～亜熱帯原産）であ り、熱帯では年４～６世代発生する。南北アメリカでは毎年夏季に成虫が移動・分散す るが、暖地を除く地域では越冬することはできない。

【被害】

幼虫が植物の葉、茎、花並びに果実を加害する。若齢幼虫は葉を裏側から集団で加害 し、成長すると加害しながら分散する。

３．　水稲におけるトビイロウンカの防除の徹底について

元消安第 1978 号
令和元年8月 19 日

農政局消費・安全部長 あて

消費・安全局植物防疫課長

水稲におけるトビイロウンカの防除の徹底について

水稲のトビイロウンカの発生予報及び防除対策については、令和元年度病害虫発生予報第６号（令和元年８月７日付け農林水産省プレスリリース）において周知したところですが、その後、西日本の複数県から本虫に対する病害虫発生予察注意報が発表され、さらに宮崎県では病害虫発生予察警報が発表されたところです。

本年のトビイロウンカは、最初の飛来が早く、例年より遅い時期まで飛来が続いた上に、飛来量も多い傾向にあったため、例年に比べて早い時期から広い範囲で発生が確認されている状況です。また、8月 15 日に気象庁が発表した向こう１ か月の予報では、気温は全国的に高く、降水量は北日本を除いてほぼ平年並となると予想されており、本虫の増殖を助長する気象条件であることから、さらなる発生拡大が懸念されます。

ついては、貴職におかれましては、貴局管内の県に対して、下記の留意事項を踏まえ、本虫の防除の徹底を指導するようお願いいたします。

記

１ 水田の株元を注意深く観察し、水稲の株元に成虫または幼虫を確認した場合は、速やかに薬剤散布を実施すること。
２ 薬剤散布に当たっては、本虫が生息する水稲の株元まで十分に薬剤がかかるよう散布すること。
３ 防除時期に降雨が続く場合であっても、降雨の合間に薬剤防除を実施すること。
４ 本虫は一部の薬剤に対し抵抗性を持つことが報告されていることから、効果の高い薬剤を選定するとともに、同一系統の薬剤の連続使用を避けること。

4.さとうきびにおけるツマジロクサヨトウの発生について

元消安第 2227 号
令和元年９月５日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

さとうきびにおけるツマジロクサヨトウの発生について

　このことについて、別添（写）のとおり地方農政局等を通じて、関係県に通知しましたのでお知らせします。つきましては、本害虫の防除を適切に行うため、関係者への周知をお願いします。

（写）

元消安第 2227 号
令和元年９月５日

九州農政局消費・安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

消費・安全局植物防疫課長

さとうきびにおけるツマジロクサヨトウの発生について

　本年７月に、我が国で初めてツマジロクサヨトウの発生が確認され、以降、全国で発生調査を実施しているところです。これまでの調査の結果、東北地方から九州・沖縄地方までの 15 県の主に飼料用とうもろこしほ場で、本害虫の発生が確認されています。
　このような中、今般、沖縄県石垣島の夏植のさとうきびほ場において、ツマジロクサヨトウの発生が確認されました。定植後間もない夏植のさとうきびについては、今後、本害虫による被害が拡大するおそれがあるため、県による発生調査、生産者に対する広報資料等を活用した注意喚起等により、早期発見に努めてください。
　本害虫の発生が確認された場合には、本年７月９日に公表した「ツマジロクサヨトウ対策」で措置した支援策に加え、病害虫防除所から発生予察特殊報等が発出されることで「さとうきび増産基金」による農薬散布等に対する支援も可能であり、これらを活用して早期防除に取り組むよう、貴局管内関係県に指導願います。
また、本対策をより効果的かつ円滑に進めていくため、個々の生産者に対して使用可能な農薬に関する情報等、防除対策の内容を的確に伝達するよう特段のご配慮をお願いします。

農家の皆様へ　　　　　　　　　　　　（令和元年９月５日現在/第１版）

「ツマジロクサヨトウ」に注意
夏植のさとうきびで発生

・南北アメリカで発生以降、アフリカ、アジアまで**発生範囲を拡大中**
・アフリカでは、とうもろこしに甚大な被害
・日本では本年７月に、**九州・沖縄で初めて発生を確認**
・飼料用とうもろこしで多く発生しておりましたが、
　８月に**夏植のさとうきびでも被害が確認**されました

南北アメリカ→アフリカ→アジアへと拡大

ツマジロクサヨトウの特徴

飛翔距離が長い、繁殖力が強い

・気流に乗って長距離移動する
・１回の産卵数は150~200個
・生涯産卵数は最大1000個

・幼虫が葉、茎、子実を食害

幼虫の食害による被害

多発すると被害が大きくなるおそれ！！

早期発見・早期防除が不可欠

農薬散布による防除

被害の拡大防止のため、

✓ **さとうきびのほ場を確認し、疑わしい害虫を発見した場合は、速やかに問合せ先までご連絡ください**

✓ **発生が確認されている地域（※）では、農薬の散布を検討してください**

✓ **病害虫発生予察特殊報等で指定された地域では、農薬の散布、深耕すき込み作業委託等に関して、さとうきび増産基金による支援があります**

（※）ツマジロクサヨトウに関する情報はこちらで確認
（http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/tumajiro.html）

○問合せ先
　○○県農林水産部○○課○○係
　電話：○○○－○○○－○○○　FAX：○○○－○○○－○○○

【○○県○○○○】

ツマジロクサヨトウに対しては以下の農薬を使用して防除を行ってください。

以下に記載した農薬はツマジロクサヨトウに対して登録はありませんが、植物防疫法第29条第1項の規定による防除を行うために使用が可能です。

また、使用にあたっては購入した農薬の適用作物、使用方法、使用時期、散布液量、希釈倍数使用量、使用回数を守ることで、出荷停止等、流通に支障が出ることもありません。

○サトウキビ

農薬の種類	使用方法	使用時期	散布液量	希釈倍数使用量	本剤の使用回数
BPMC・MEP乳剤	散布	収穫45日前まで	100～300L/10a	1000倍	4回以内
BPMC・MEP粉剤	散布	収穫45日前まで		3～4kg/10a	4回以内
BPMC乳剤	散布	収穫30日前まで	100～300L/10a	1000倍	4回以内
MEPマイクロカプセル剤	散布	収穫90日前まで	-	500～1000倍	4回以内
MEP乳剤	散布	収穫45日前まで	100～300L/10a	1000倍	4回以内
MEP粉剤	散布	収穫45日前まで		3～4kg/10a	4回以内
カルボスルファン粒剤	株元処理土壌混和	培土時		6～9kg/10a	1回
カルボスルファン粒剤	植溝処理土壌混和	植付時		6～9kg/10a	1回
クロチアニジン水和剤	散布	収穫30日前まで	100～300L/10a	2500倍	3回以内
クロチアニジン粒剤	植溝処理土壌混和	植付時		6kg/10a	1回
クロラントラニリプロール・ジノテフラン水和剤	散布	収穫45日前まで	100～300L/10a	2000倍	3回以内
クロラントラニリプロール水和剤	散布	収穫30日前まで	100～300L/10a	5000倍	3回以内
クロラントラニリプロール粒剤	株元散布	生育期但し、最終培土まで		4～6kg/10a	1回
クロラントラニリプロール粒剤	植溝土壌混和	植付時		4～6kg/10a	1回
フィプロニル粒剤	株元処理土壌混和	培土時		6kg/10a	1回
フィプロニル粒剤	植溝処理土壌混和	植付時		4～6kg/10a	1回
プロチオホス粉粒剤	株元処理土壌混和	生育期但し、収穫90日前まで		15kg/10a	2回以内
ベンフラカルブ粒剤	株元散布又は株元土壌混和	培土時		4～6kg/10a	1回
ベンフラカルブ粒剤	植溝土壌混和	植付時		6～9kg/10a	1回

サルスベリ（別名：百日紅（ヒャクジツコウ）
（学名：*Lagerstroemia indica*、英語名 Crape myrtle）

サルスベリは、ミソハギ科の落葉中高木で中国原産。別名の百日紅は約１００日間（３ヶ月）ピンクの花を咲かせるのが名前の由来。花が美しく、耐病性もあり、必要以上に大きくならないため、しばしば好んで庭や公園などに植えられる。種子から栽培する「あすか」という矮性種もある。

和名は、幹の肥大成長に伴って古い樹皮のコルク層が剥がれ落ち、新しいすべすべした感触の樹皮が表面に現れて更新していくことによる。中国では、唐代長安の紫微（宮廷）に多く植えられたため、紫薇（しび）と呼ばれるが、比較的長い間紅色の花が咲いていることから、百日紅ともいう。江蘇省徐州市、湖北省襄陽市、四川省自貢市、台湾基隆市などで市花とされている。

日本における花期は夏から秋まで。

ただ、一度咲いた枝先から再度芽が出てきて花をつけるためずっと咲き続けているように見える。花は写真のようにちりめん状で白花の種類もある。

学名の *Lagerstroemia indica* は、属名の *Lagerstroemia* （ラジェルストレミア）が 18 世紀のスウェーデンの生物学者で植物学者リンネの友人「Lagerstroum（ラジェルストロウム)」の名前にちなむ。また、種小名の *indica* は 「インドの」を意味する。英語名 Crape myrtle の由来は、ギンバイカ（myrtle）の花に似て、花弁がちりめん（crape）のように縮れていることから。

花言葉：雄弁

花言葉の「雄弁」は、枝先に群がり咲くサルスベリの華やかな咲きっぷりにちなむといわれます。

また、枝をこすると花や葉が揺れて盛んに話しているようにみえることから「雄弁」の花言葉がつけられたともいわれます。

撮影：8/30 文京区本郷の順天堂大学病院前